

財産目録の基本的な考え方（案）

1. 現行の財産目録様式の制定経緯

- これまで財産目録に関しては私学法に「作成」と「備置き」について規定されているが、財産目録は計算書類の体系外であることから、その様式については法令上の定めがなく、私学法上の資産区分（基本財産、運用財産）や貸借対照表等を参考に、各学校法人がそれぞれの工夫により作成していた。
- 平成 16 年の私学法改正案に財産目録を含む財務情報の公開規定が盛り込まれることから、学校法人制度改善検討小委員会（平成 14～15 年度）において、財務書類の公開様式の参考として、財産目録の考え方が議論された。
- 小委員会での議論を踏まえた「学校法人制度の改善方策について（中間報告）」を受け、学校法人会計基準の在り方に関する検討会（平成 15 年 8 月～平成 16 年 3 月）にて、ある程度統一性を図るため様式参考例の位置づけとして現行の様式が検討された。
- 以上の検討を経て、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成 16 年 7 月 25 日 16 文科高第 304 号）にて財産目録の様式参考例（以下、現行様式）が周知された。

2. 改正私学法に伴う財産目録作成に関する基準の必要性

- 今般の私学法改正により、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私学法 86 I、107）、私学法における作成基準の整備が必要となった。
- 現行様式例は情報公表を前提に作成されており、改正私学法の趣旨に沿うものであるため、現行様式をベースに以下のような内容を作成基準として示すことが適当と考えられる。

（内 容）

- ・ 貸借対照表に含まれる資産及び負債の明細等について表示する。
- ・ （収益事業会計を設けている場合も）学校法人全体の財産の状況を示す。
- ・ 現行私立学校法（以下、私学法）25 条（改正私学法 17 条）において学校法人が有しなければならないとされている、以下財産の状況を示す。
 - （1）その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
 - （2）その設置する私立学校の経営に必要な財産
- ・ 現行私学法施行規則においては、寄附行為認可申請手続の際に提出すべき「財産目録」（※）の記載区分について、（1）を基本財産、（2）を運用財産とし、さらに

- (3) 収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産）を加えた3区分としており、当区分を参考とする。
- ・以上の情報を開示する目的で毎会計年度作成する。

※寄附行為認可申請時に、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」等に従って作成し、所轄庁へ提出する「財産目録」は、大学等を新設する組織として、計画する教育研究を実行するに支障のない内容の資産や教育研究環境を備えているかを確認するための審査用書類であり、改正私学法第107条で毎会計年度作成を求める「財産目録」とは別の書類である。

(参考) 「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」中、「財産目録の作成に係る基本方針（平成27年9月）」より抜粋。

1(3) 本方針でいう「財産目録」は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（文部科学省告示）」により申請を行う場合に提出する「財産目録（様式第6号その1）」を指すものであり、私立学校法第47条で定める「財産目録」の作成に制限を課すものではない。

3. 審議事項（総論）：財産目録の根拠規定

- 改正私学法においても、財産目録は計算書類の体系外であることに変わらないことから、計算書類の作成基準である学校法人会計基準と、財産目録の作成基準は本来別個のものとも考えられる。（第1回 検討会ご意見）
- 一方、財産目録は会計帳簿から導かれる書類ではないものの、記載内容は貸借対照表記載の価額と整合し、貸借対照表の明細としての意味合いも持つ書類となっていることから、既に財産目録の作成、監査制度を導入している公益法人や社会福祉法人では、それぞれ公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準において財産目録の作成について規定されている。
- また、財産目録は計算書類と同様に作成、備置き、閲覧および公表義務ないし努力義務が定められており、一体的な取り扱いが求められている。

➤ 対応案

案	<ul style="list-style-type: none"> ● これらの観点を総合的に考慮すれば、学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定めることが適当と考える
---	---

4. 審議事項（各論）

(1) 論点① 収益事業会計に係る資産負債の取り扱い

- 財産目録は、当該年度末現在における法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）及び負債（借入金等）について、法人の財産状況を明らかにしたものであることから、収益事業会計に係る資産負債も記載対象とすることが適当と考える。
- ただし、現行様式上において、資産側は「収益事業用資産」の区分を設けるものの、負債側は収益事業用負債を区分しない様式となっていることから、負債側の区分記載についてどう記載するのか論点となる。

➤ 対応案

案 1	<p>現行の開示様式のとおり、資産側については収益事業用資産を区分して記載し、負債側については収益事業用負債を区分せず、学校法人会計の負債に含めて記載する</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財産目録の主目的を、現行私学法 25 条（改正私学法 17 条）において学校法人が有しなければならないとされている基本財産及び運用財産の状況を示すものとすれば、資産側の区分が重要であり、負債側の区分に重要性が低い
案 2	<p>資産、負債ともに収益事業用資産、収益事業用負債として区分して記載する</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸借対照表との整合性を重視すれば、負債側も収益事業用負債を区分しなければ、一目で貸借対照表と財産目録の整合性が確認できず、明瞭性に欠けるより詳細な科目ごとの財務情報が分かり、詳細な分析が可能となる

(2) 論点② 収益事業元入金等、学校法人会計と収益事業会計間での取引の取り扱い

- 学校法人会計と収益事業会計の間で資本取引や貸付等の取引があるケースでは、1 枚の財産目録に「学校会計側の収益事業元入金と、収益事業側の（元入金を財源とした）資産」のように資産が二重計上されるケースや、「学校会計側の貸付金と、収益事業側の借入金」のように内部取引が総額計上されるケースが生じる。
- このようなケースでの表示方法が論点となる。

➤ 対応案

案	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない ● 資金貸付等、それぞれの資産負債に表れる取引については、相殺消去し、財産目録には資産負債ともに記載しない
---	---

(例)

学校会計

貸借対照表

資産		負債
収益事業元入金	200	
貸付金	100	
		純資産

収益事業会計 貸借対照表

資産		負債	
建物	300	借入金	100
		純資産	
		元入金	200

財産目録

一 資産額		
(二) 運用財産		
収益事業元入金	200	← 元入金と相殺したとみなす
貸付金	100	←
(三) 収益事業用財産		
建物	300	← 相殺
二 負債額		
借入金	100	←

財産目録について

○内 容

財産目録は、当該年度末現在における法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）及び負債（借入金等）について、その科目、数量等の内容、価格等を表示するものとし、法人の財産状況を明らかにしたものである。

○区 分

財産目録は、資産の部と負債の部に分けて示すものとする。

○価 額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

○様 式

財産目録は、別紙のとおり、様式例を提示する。

○その他

但し、従来より貸借対照表の科目区分など独自に作成している場合は、当分の間、その表示でもかまわない。